

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
 を交付した。

令和2年7月22日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
野洲市栄5番5号 株式会社 湖都コーポレーション 代表取締役 原田 潤一	草津市草津町字北下司1658番 2 外1筆	1,889.63㎡	令和2.7.22	1491

(令和2年7月22日揭示済み)

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施  
 行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基  
 づき次のとおり公告する。

令和2年7月22日

草津市長 橋 川 涉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5021-058
- (2) 工事名 (仮称) 草津市第二学校給食セン  
 ター駐車場他整備工事
- (3) 工事場所 草津市川原町他
- (4) 工事概要
 

掘削工	V=1,400㎡
盛土工	V=1,000㎡
擁壁工	L=250m
水路整備工(800)	L=102m
敷地内雨水排水設備工	L=65m
進入路舗装工	A=367㎡
駐車場舗装工	A=726㎡
フェンス工	L=137m
- (5) 工事期間 契約締結日から令和3年3月26日ま  
 で

- 2 予定価格 86,130,000円(税抜き)
- 3 最低制限価格 設定する。(事後公表)
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則およ  
 び関係諸法令に基づき執行する。  
 また、電子入札とし、草津市電子  
 入札システムを用いて行う。
- 5 入札の参加希望に関する事項
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第  
 167条の4の規定に該当しないこと。
  - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく  
 更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開  
 始の決定を受けている者を除く。）または民事再  
 生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続  
 開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定  
 を受けている者を除く。）でないこと。
  - (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津  
 市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14  
 年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指  
 名停止の措置期間中でないこと。
  - (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者で  
 ないこと、および当該受託者と資本または人事面  
 において関連がある建設業者でないこと。

東京都千代田区神田練塀町300番地

大日本コンサルタント株式会社

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和2年度において土木工事部門に登録されている者であること。

(6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和2年度の格付けにおいて、土木工事部門のAランクとして格付けされている者であること。

(7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書を持していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

## 6 設計図書等の配布

(1) 配布期間 令和2年7月22日午前9時から令和2年8月21日午後5時まで

(2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

## 7 設計図書等に対する質疑

(1) 受付期間 令和2年7月22日午前9時から令和2年8月4日午後5時まで

(2) 受付場所 草津市役所契約検査課

(3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

(4) 様式 別紙様式1を用いること。

(5) 回答日・回答方法 令和2年8月6日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。  
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

## 8 入札書等の提出

(1) 入札書受付期間 令和2年8月24日午前9時から令和2年8月25日午後5時まで

(2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。

(3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。

(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 土木一式工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 主任技術者（監理技術者）の1級土木施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写し

オ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し

カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料

ク 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、2メガバイトまでとする。

## 9 開札

(1) 開札日時 令和2年8月26日午前10時00分から

(2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

(1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。

(2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

(1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。

(2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。

(3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。

17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行

保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

20 その他必要事項

(1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

(2) 共同企業体での参加は認めない。

(3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。

(4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。

(5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。

(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。

(8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。

(9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。

(10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

21 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課

電話 077-561-2307（直通）

（令和2年7月22日揭示済み）

## 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
を交付した。

令和2年7月31日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
岡山県倉敷市玉島服部字弥高3788 番1 社会福祉法人 三穂の園 住倉グループ 理事長 岡 良夫	草津市長東町字西浦265番	1,407.84㎡	令和2.7.31	1492

(令和2年7月31日揭示済み)

## 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
を交付した。

令和2年7月31日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
岡山県倉敷市玉島服部字弥高3788 番1 社会福祉法人 三穂の園 住倉グループ 理事長 岡 良夫	草津市芦浦町字栗塚536番1	894.46㎡	令和2.7.31	1493

(令和2年7月31日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
 を交付した。

令和2年7月31日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市下笠町1776番地 小寺 裕也	草津市下笠町字加廟1179番1	373.26㎡	令和2.7.31	1494

(令和2年7月31日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
 を交付した。

令和2年8月4日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市東草津三丁目22番11-108号 エル・オリエンテ 末廣 諭	草津市上笠一丁目字村内503 番2	324.94㎡	令和2.8.4	1495

(令和2年8月4日揭示済み)

## 公 告

草津市児童遊園条例（昭和63年草津市条例第11号）  
第2条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年8月5日

草津市長 橋 川 渉

名称	位置	利用開始の期日
青地八反田 第三児童遊 園	草津市青地町字八反田 1568番12	令和2年 8月5日
	草津市青地町字八反田 1568番13	

（令和2年8月5日揭示済み）

## 公 告

草津市児童遊園条例（昭和63年草津市条例第11号）  
第2条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年8月5日

草津市長 橋 川 渉

名称	位置	利用開始の期日
追分南三丁 目第二児童 遊園	草津市追分南三丁目字 鴨田1177番36	令和2年 8月5日

（令和2年8月5日揭示済み）

## 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
を交付した。

令和2年8月6日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大阪府摂津市昭和園5番2-105号 水島 清貴、水島 日花	草津市南山田町字山寺852番 8	197.43㎡	令和2.8.6	1496

(令和2年8月6日揭示済み)

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年8月7日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5021-065
- (2) 工事名 野村運動公園グラウンド整備工事  
(1工区)
- (3) 工事場所 草津市野村三丁目
- (4) 工事概要 防球ネット撤去 L=164m  
防球ネット新設 L=245m  
防球フェンス撤去 L=135m  
防球フェンス新設 L=200m  
バックネット撤去・新設 2基  
その他付帯工 一式
- (5) 工事期間 契約締結日から令和3年3月25日まで

2 予定価格 136,330,000円（税抜き）

3 最低制限価格 設定する。（事後公表）

4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。  
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再

生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

(4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

福井県小浜市多田11-2-1

京福コンサルタント株式会社

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

- ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和2年度において体育施設工事部門に登録されている者であること。

(6) 上記(5)のうち、公告時において、土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、またはほ装工事業のいずれかに係る特定建設業の許可を有し、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において、土木工事、とび・土工工事、鋼構造物工事、またはほ装工事のうち特定建設業の



- 許可を有しているいずれかの種類の総合評定値(P)が890点以上であること。
- (7) 平成22年4月1日以降に国内において、元請として防球ネット設置に関する工事の施工実績を有している者であること。
- (8) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。
- ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。
- イ 主任技術者は、1級土木施工管理技士以上の資格を有する者であること。
- ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書を有していること。
- エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。
- 6 設計図書等の配布
- (1) 配布期間 令和2年8月7日午前9時から令和2年9月4日午後5時まで
- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。
- 7 設計図書等に対する質疑
- (1) 受付期間 令和2年8月7日午前9時から令和2年8月25日午後5時まで
- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。  
E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp
- (4) 様式 別紙様式1を用いること。
- (5) 回答日・回答方法 令和2年8月27日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。  
なお、回答に対する再質問については受け付けない。
- 8 入札書等の提出
- (1) 入札書受付期間 令和2年9月7日午前9時から令和2年9月8日午後5時まで
- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。
- (4) 提出書類等
- 入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合は失格とする。また、再申請は認めない。
- ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）
- イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し
- ウ 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、またはは装工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し
- エ 主任技術者（監理技術者）の1級土木施工管理技士以上であることを証明する技術検定合格証明書の写し
- オ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し
- カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し
- キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料
- ク 5(7)の実績を確認できる資料（工事契約書の写し、工事仕様書の写し、コリンズ完了登録にかかる工事カルテの写し等）
- ケ 見積内訳書
- (5) 添付ファイルの容量は、2メガバイトまでとする。
- 9 開札
- (1) 開札日時 令和2年9月9日午前10時00分から
- (2) 開札場所 草津市役所契約検査課
- 10 落札者の決定方法
- 予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。
- また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。
- 11 積算疑義申立て手続きに関する事項



- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
  - (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。
- 12 入札の無効
- (1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。
  - (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
  - (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。
- 13 契約条項を閲覧する場所  
草津市総務部契約検査課
- 14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。
- 15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。
- 17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。
- 18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。
- 19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。
- 20 その他必要事項
- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
  - (2) 共同企業体での参加は認めない。
  - (3) 上記5(8)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
  - (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
  - (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。
  - (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
  - (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
  - (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。
- 21 入札に関する問い合わせ先  
草津市総務部契約検査課  
電話 077-561-2307（直通）
- （令和2年8月7日掲示済み）
- 公 告  
道路の位置の指定について  
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。  
なお、その関係書類は、草津市都市計画部建築課に備え置き、関係人の縦覧に供する。  
令和2年8月12日  
草津市長 橋 川 渉

指定の年月日	指定道路の位置	指定道路の延長メートル	指定道路の幅員メートル
令和2年8月12日	草津市野路八丁目字内山1643番地	26.58m	5.0m

(令和2年8月12日揭示済み)

## 教育委員会告示

草津市教育委員会告示第17号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和2年8月3日

草津市教育委員会

教育長 川那邊 正

- 1 期 日 令和2年8月25日(火) 午前9時00分  
2 場 所 市役所8階大会議室

(令和2年8月3日揭示済み)

## 上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第19号

草津市給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年8月1日

草津市長 橋 川 涉

## 1 指定給水装置工事事業者

指定番号	工事店名	代表者名	所在地	電話番号
1297	株式会社ユニオン設備	福島 勝治	彦根市外町47番地13	0749-30-9666

## 2 指定有効期間

令和2年8月1日から令和7年7月31日まで

(令和2年8月1日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第20号

草津市指定下水道工事店の指定について

次のとおり、草津市指定下水道工事店を指定したので、草津市指定下水道工事店規程(平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号)第12条第1号の規定により告示する。

令和2年8月1日

草津市長 橋 川 涉

## 1 指定下水道工事店

指定番号	工事店名	代表者名	所在地	電話番号
1297	株式会社ユニオン設備	福島 勝治	彦根市外町47番地13	0749-30-9666

## 2 指定有効期間

令和2年8月1日から令和7年7月31日まで

(令和2年8月1日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第21号

草津市指定下水道工事店の有効期間満了について

下記の草津市指定下水道工事店に対する指定の有効期間の満了に際し、継続して指定しなかったため、草津市指定下水道工事店規程(平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号)第12条第3号の規定により告示する。

令和2年8月1日

草津市長 橋 川 涉

## 指定下水道工事店

指定 番号	工事店名	代表者名	所在地
276	株式会社テク ノはやせ	早瀬 八重子	草津市新堂町162 番地5

(令和2年8月1日掲示済み)

